

旧資金運用部資金  
 旧簡易生命保険・公営企業金融公庫資金 } 補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

注  にレを付けること。

## I 基本的事項

## 1 事業の概要

特別会計名：由布市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和50年3月29日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	由布市	職員数* (H20. 4. 1現在)	10
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

## 2 財政指標等

資本費	74 (18年度)	公営企業債現在高(百万円)	2,762 (19年度)
累積欠損金(百万円)	(年度)	利益剰余金又は積立金(百万円)	195 (19年度)
不良債務(百万円)	(年度)	財政力指数*	0.47 (18年度)
資金不足比率(%)	(年度)	実質公債費比率* (%)	14.8 (19年度)
		経常収支比率* (%)	94.9 (18年度)

注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

## 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村：挾間町、庄内町、湯布院町〕 上記の3町の内、合併以前より上水道事業を行っていた挾間町水道事業と湯布院町水道事業の統合である。 計画給水人口、挾間町16,500人、湯布院町9,000人の25,500人、計画給水量、挾間町8,600m <sup>3</sup> /日、湯布院町7,560m <sup>3</sup> /日の16,160m <sup>3</sup> /日の経営規模となった。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3  にレを付けた上で内容を記入すること。

## 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	由布市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成20年度～平成24年度
計画策定責任者	由布市長 首藤 奉文
既存計画との関係	由布市行財政改革実施計画（平成18年度～平成22年度）
公表の方法等	策定後、直近の水道事業運営協議会、全員協議会で説明し、その後市のHPで公開予定
基本方針	高度浄水施設整備事業、緊急時給水拠点確保事業等により支出面が増加するが、計画1日最大配水量の10時間を超える容量の配水池を整備することで安定した水の供給と有収率の増加による料金収入の増加を図る。また、各施設の老朽化がみられ設備投資に要する費用が予想されるが、料金改定等も視野に入れ、長期的な収入面の増加が見込まれ、安定した経営基盤の確立を目指す。

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		66.7	25.7	92.4
	補償金免除額		12.3	4.3	16.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として（ ）書きで記入すること（以下、6において同じ。）。

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	211,598	66,671	37,535	315,804
合 計 (A)		211,598	66,671	37,535	315,804
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		211,598	66,671	37,535	315,804

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般 会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般 会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰出基準等に基づく公営企業債に対する一般会計繰入金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>由布市上水道事業は、平成17年10月1日に市町村合併により由布市として誕生し、上水道事業を行っていた挾間水道事業と湯布院水道事業が統合して事業を行っている。</p> <p>計画給水人口は25,500人、1日配水能力16,160m<sup>3</sup>で、平成19年度末現在の給水人口は23,620人、1日最大配水量15,057m<sup>3</sup>、年間有収水量3,541千m<sup>3</sup>で事業を行っている。</p> <p>財務上の規模としては、平成19年度実績で給水収益473,881千円、給水原価145.0円、供給単価133.8円、資本単価69.9円となっている。</p>
経営課題	<p><b>課題 ① 水道料金の見直し</b></p> <p>認可上、異なる二つの事業体（由布市挾間水道事業・由布市湯布院水道事業）の経理のみの統一なので、水道料金は挾間水道事業で基本料金10m<sup>3</sup>まで1,260円、10m<sup>3</sup>を超す超過料金は1m<sup>3</sup>につき162.75円、湯布院水道事業は基本料金10m<sup>3</sup>まで892.5円、10m<sup>3</sup>を超す超過料金は1m<sup>3</sup>につき105円となっている。用途別についても挾間上水道事業は1m<sup>3</sup>につき官公署学校用・事業所で215.25円、共用189円など定めているが、湯布院上水道事業は全て基本料金制と同じ料金体系を使用している。</p> <p>水道料金の統一を目標としているが、異なる二つの事業体なので、現時点での統一は困難であると考えられる。内部資料として合併後もそれぞれに財務4表等の作成をしているので、その内容等を水道事業運営協議会等で協議、検討を重ねるとともに水道事業統合基本計画の中で平成22年度までに中長期において安定な水道施設及び水源確保に努め、老朽施設の改修計画及び統廃合を進める中で適正な水道料金を設定し、地域住民に納得のいく水道行政を目指し、水道料金格差是正に向け料金改定を行なっていく必要がある。</p>
	<p><b>課題 ② 水道料金未収金の徴収対策</b></p> <p>平成19年度末時点で平成15～18年度の過年度未収金29,492,370円、平成19年度の現年度未収金は、2月調定分が3月末、3月調定分が4月末の納期限と設定しているため調定額の95%程度が未収となり79,620,410円（実質的な未収金は約15,000千円程度）。</p> <p>年々未収額が増加しており、悪質滞納者等への給水停止などによる解決策が急がれる。（給水停止要綱等を再度見直し平成20年度中に実施する）</p>
	<p><b>課題 ③ 定員管理の適正合理化</b></p> <p>平成19年度決算で、給水収益に対する職員給与費の割合を平成18年度類似団体と比較すると4.7%高く、職員配置・業務執行体制の見直しにより人件費の抑制を図る必要がある。</p>
	<p><b>課題 ④ 水道施設の維持管理費</b></p> <p>由布市の水道事業は、課題①で述べているように異なる二つの事業体で経理のみの統一であるため、水道料金の安い湯布院水道事業は湧水による自然流下による塩素消毒のみで給水しているため維持費も少なく、平成19年度決算までは当年度純利益が出ている。方や水道料金の高い挾間水道事業は表流水を浄水場で処理して給水しているため、維持費が大きく、ここ2年当年度純損失となっているため節減が必要である。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)			—	—	—	—	—	—	—	—
料金回収率※ (%)			95	92	92	82	89	87	103	101
総収支比率(法適用) (%)			110	102	101	91	98	96	113	110
経常収支比率(法適用) (%)			110	103	102	92	99	96	113	111
営業収支比率(法適用) (%)			128	124	120	106	113	108	128	123
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)			—	—	—	—	—	0	—	—
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)			—	—	—	—	—	—	—	—
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)			—	—	—	—	—	—	—	—
繰入金比率	収益的収入分 (%)		9	6	6	6	6	5	5	4
	うち基準内繰入金 (%)		0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金 (%)		9	6	6	6	6	5	5	4
	うち料金収入に計上すべき繰入金等 (%)									
	うち赤字補てん的なもの (%)									
	資本的収入分 (%)		16	67	100	100	43	100	10	100
	うち基準内繰入金 (%)		1	4	6	5	2	5		5
	うち基準外繰入金 (%)		15	63	94	95	41	95	10	95
うち赤字補てん的なもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成22年度に水道使用料金15%の値上げ(用途別の統一を考える)案を策定し、平成23年度より実施予定。未収金の回収については、料金長期未納者(特に悪質と思われる者)に対して給水停止を実施し、未収金の回収による収入増を見込む。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入金については、消火栓の新設並びに維持管理費として年間100万円程度、簡易水道の建設改良に要する経費として年間1,500万円程度を見込む。基準外繰入金としては、合併以前の旧町協議(一般会計との協議決定で事業に伴う起債償還元利の一部を一般会計より補助金として企業会計へ繰入れる。)で実施した事業の企業債の償還本数が10本あり、償還終期が平成35~40年度となっている。よって繰入金としては、収益的、資本的併せて平成20年度で3,000万円、計画最終年度(平成24年度)に対しては2,600万円程度見込む。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成20~21年度に高度浄水施設整備事業でクリプトスポリジウム対策による紫外線処理施設、平成22~23年度に緊急時給水拠点確保事業で配水池の増設などを予定している。また、各施設等の老朽化により改修・整備及び配水管の更新工事等大規模投資が計画されている。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	水道事業統合基本計画策定後、水道料金の見直しを行うと同時に、由布市は現在、分庁舎方式で行っていることから水道業務の職員配置を見直すとともに給水収益に即した職員数の見直しを行い財政の健全化を図る。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	①	水道事業統合基本計画策定後、平成22年度に適正水道使用料金を目標とした値上げ(用途別の統一を考慮)案を策定し、平成23年 度より実施し、財政の健全化を図る。予定値上げ率は15%である。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報 公開		決算状況・給与及び定員管理の状況について市報やホームページを通じて公開(例年11月)している。また、経営健全化計画について は、直近の水道事業運営協議会・全員協議会で説明し、市のホームページで公開予定である。
○ 行政評価の導入		事前に翌年度実施予定事務事業計画調書、決算に基づき事務事業完了調書を作成し、事業の妥当性、公平性、有効性及び効率性 について評価を行い、予算編成に反映させる。平成20年度より試行を始め、21年度より本格実施を予定している。
5 その他	②	未収金の回収については、料金長期未納者(特に悪質と思われる者)に対して給水停止を実施し、未収金の回収による収入増を見込 んでいる。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した  
課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。  
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成20年3月31日現在の職員数は11名で、浄水場等を管理する嘱託職員4名、臨時職員2名の合計17名で行っている。職員数については、平成18年度の類似団体と比較すると高いため職員配置、業務の執行体制を見直し、給水収益に即した定員管理に努める。基本給について、5%カット、管理職手当について部長級8%→6%、課長級6%→4%に削減する。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	表Ⅲ（1）の収益的収支計画を見ますと、平成19年度実績では純利益が辛うじて出ていますが、平成20年度より大口使用者の自己水源（井戸水等）確保により、純損失となり2年間は繰越利益剰余金で補填ができますが、平成22年度で繰越欠損金が生じるようになっていきます。水道事業の経営改善、収納率の向上並びに利用者の料金負担の公平化を図るため、料金長期未納者に対して給水停止を実施、又、水道事業統合基本計画策定後、平成23年度より適正水道料金（予定値上割合15%・用途別の統一）の値上げを実施することにより繰越欠損金の解消に努め、財政の健全化を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	表Ⅲ（4）の他会計繰入金の見込で記載しているとおり、資金不足等による基準外繰出金は平成20年3月31日現在までにはないが、平成20年度より純損失となり平成22年度に累積欠損金が生じるので、水道料金の見直しを行い基準外繰出金の解消に努める。
4 その他	浄水場で発生する汚泥処理に伴う費用が高く、現在、減容化等に繋がる技術指導を受けて費用の低下に努めているが、その他の維持管理費も徹底的見直しを行う。その他、消耗品等について原則5%削減とする。食糧費の原則廃止。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前（計画前5年度の間に実施したものに限り。）から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内（又は計画前5年間）を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内（又は計画前5年間）を通じた改善額を「計画合計」欄（又は「計画前5年間実績」欄）に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること（旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。）。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
2	料金改定率											15%	
	改善額(料金の適正化)※1											64	64
2	未収金の徴収対策			111	133	119		118	100	90		80	70
	改善額				22	-14	8	1	18	10		10	10
3	一般会計負担金の額			71	48	48		47	46	46		45	45
	改善額(負担金の確保等)				23	0	23	1	1			1	3
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
【経費の削減】													
職員給与費の適正化													
1	職員給与費(退職手当以外)			97	86	88		83	74	85		76	87
	改善額				2	3	5	12	12	12		12	12
	給与水準				-5%(7月より)	-5%		-5%					
	改善額				2	3	5	3	3	3		3	3
	その他(職員数の削減)							1名減	1名減	1名減		1名減	1名減
	改善額							9	9	9		9	9
	職員給与費(退職手当)												
1	職員数(人)			10	11	11		10	10	10		10	10
	増減数(人)				1		1	-1					-1
4	維持管理費等			175	169	177		189	177	176		176	175
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率				-	-		-	-	0		-	-
	増減												
	企業債現在高			3,060	2,912	2,762		2,527	2,389	2,252		2,228	2,079
	増減			-60	-148	-150		-235	-138	-137		-24	-149
	計画前5年間改善額 合計						36					改善額 合計	240
	(参考) 補償金免除額												16.6

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。  
 注2 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。  
 注3 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。  
 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。  
 注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。  
 注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)			23	24	24	24	24	24	24	24
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )			3,621	3,510	3,541	3,341	3,341	3,341	3,341	3,341
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)			16,160	16,160	16,160	16,160	16,160	16,160	16,160	16,160
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)			14,927	14,035	15,057	15,057	15,057	15,057	15,057	15,057
最大稼働率(%)			92.4	86.9	93.2	93.2	93.2	93.2	93.2	93.2
供給単価(円/m <sup>3</sup> )			136.69	134.71	133.83	127.51	127.51	127.51	146.66	146.66
給水原価(円/m <sup>3</sup> )			143.99	146.72	144.95	155.04	143.97	147.26	141.87	144.87

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

上水道・簡易水道事業に関する実施計画

平成20年度から平成21年度にかけて由布市水道事業基本計画策定を行い、簡易水道事業(10簡水)の状況、資産等の調査を実施する。さらには、事業統合及び水道使用料金の統一を行う。上水道・簡易水道の事業統合による由布市水道事業の一本化についても、平成28年度を目標に今後、実施に向けて検討する。

